

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	1頁
	公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	3頁
	公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	11頁

お 知 ら せ

平成21年12月22日付け三重県公報第2149号に教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年十二月二十二日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十三号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則}第四号）の一部を次の

ように改正する。

第一条の三第二項中「調整数二」を「調整数一・五」に、「（その額に）」を「」（その額に）」に「切り捨てた額）」を「切り捨てた額）」に改める。

別表第二から別表第四までを次のように改める。

別表第二（第十一条の二関係）

くさ地学校級別指定表

学 校 名	級別区分
鳥羽市立神島小学校	三 級
鳥羽市立神島中学校	
松阪市立香肌小学校	二 級
松阪市立波瀬小学校	
度会郡南伊勢町立南島西小学校	
熊野市立育生小学校	
熊野市立神上小学校	
熊野市立上川小学校	
熊野市立入鹿小学校西山分校	
松阪市立飯高西中学校	
度会郡南伊勢町立南島西中学校	

熊野市立神上中学校 熊野市立上川中学校 熊野市立西山中学校 南牟婁郡紀宝町立矢測中学校浅里分校 松阪市飯高学校給食センター森調理場 松阪市立川俣小学校 度会郡南伊勢町立南島東小学校 度会郡大紀町立錦小学校 鳥羽市立桃取小学校 鳥羽市立峯志小学校 鳥羽市立菅島小学校 伊賀市立比自岐小学校 尾鷲市立須賀利小学校 尾鷲市立梶賀小学校 北牟婁郡紀北町立海野小学校 北牟婁郡紀北町立赤羽小学校 北牟婁郡紀北町立白浦小学校 熊野市立荒坂小学校南母分校 熊野市立五郷小学校 熊野市立入鹿小学校 南牟婁郡御浜町立尾呂志学園小学校 南牟婁郡紀宝町立浅里小学校 度会郡南伊勢町立南島中学校 鳥羽市立峯志中学校 尾鷲市立須賀利中学校 北牟婁郡紀北町立赤羽中学校 熊野市立五郷中学校 熊野市立入鹿中学校 南牟婁郡御浜町立尾呂志学園中学校	一 級
---	-----

備考 平成二十二年四月一日後において、この表の上欄に掲げる学校名が変更される場合であっても、当該学校の所在地が変更されないときは、当該変更後の学校名を変更前の学校名とみなす。

別表第三（第十一条の二関係）

へき地学校に準ずる学校指定表

学 校 名
津市立美杉小学校 松阪市立仁柿小学校 松阪市立有間野小学校 度会郡南伊勢町立宿田曾小学校 度会郡南伊勢町立南海小学校 尾鷲市立三木小学校 熊野市立新鹿小学校波田須分校 熊野市立日進小学校 南牟婁郡紀宝町立明和小学校

備考 平成二十二年四月一日後において、この表に掲げる学校名が変更される場合であっても、当該学校の所在地が変更されないときは、当該変更後の学校名を変更前の学校名とみなす。

別表第四（第十一条の二関係）

特別の地域に所在する学校指定表

学 校 名
多気郡大台町立宮川小学校 北牟婁郡紀北町立志子小学校 多気郡大台町立宮川中学校 度会郡大紀町立大紀中学校 尾鷲市立北輪内中学校

備考 平成二十二年四月一日後において、この表に掲げる学校名が変更される場合であっても、当該学校の所在地が変更されないときは、当該変更後の学校名を変更前の学校名とみなす。

附 則

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条の三第二項の改正規定は、平成二十一年一月一日から施行する。

2 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年 三重県人事委員会 三重県教育委員会

規則 規則第六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

附則第五項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を附則第四項とする。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年十二月二十二日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県人事委員会規則 第十四号
三重県教育委員会規則 第十四号

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年 三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第三系関係）

中学校・小中学校教員職給表の適用外用給表

職員の区分	職務の級 俸給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再任用職員	1	2,900	3,100	6,200	9,900
	2	2,900	3,100	6,200	9,900
	3	2,900	3,100	6,200	9,900
	4	2,900	3,100	6,200	9,900
以外の職員	5	3,000	3,300	6,400	10,100
	6	3,000	3,300	6,400	10,100
	7	3,000	3,300	6,400	10,100
	8	3,000	3,300	6,400	10,100
職員の区分	9	3,100	3,500	6,700	10,400
	10	3,100	3,500	6,700	10,400
	11	3,100	3,500	6,700	10,400
	12	3,100	3,500	6,700	10,400
	13	3,200	3,600	7,100	10,600
	14	3,200	3,600	7,100	10,600
	15	3,200	3,600	7,100	10,600

16	3,200	3,600	7,100	10,600
17	3,400	3,800	7,400	10,800
18	3,400	3,800	7,400	10,800
19	3,400	3,800	7,400	10,800
20	3,400	3,800	7,400	10,800
21	3,600	4,100	7,600	11,000
22	3,600	4,100	7,600	11,000
23	3,600	4,100	7,600	11,000
24	3,600	4,100	7,600	11,000
25	3,800	4,200	7,900	11,200
26	3,800	4,200	7,900	11,200
27	3,800	4,200	7,900	11,200
28	3,800	4,200	7,900	11,200
29	3,900	4,400	8,100	11,300
30	3,900	4,400	8,100	11,300
31	3,900	4,400	8,100	11,300
32	3,900	4,400	8,100	11,300
33	4,100	4,600	8,300	11,500
34	4,100	4,600	8,300	11,500
35	4,100	4,600	8,300	11,500
36	4,100	4,600	8,300	11,500
37	4,300	4,800	8,600	11,700
38	4,300	4,800	8,600	11,700
39	4,300	4,800	8,600	11,700
40	4,300	4,800	8,600	11,700
41	4,500	5,100	8,700	11,700
42	4,500	5,100	8,700	11,700
43	4,500	5,100	8,700	11,700
44	4,500	5,100	8,700	11,700
45	4,600	5,400	9,000	11,700
46	4,600	5,400	9,000	
47	4,600	5,400	9,000	
48	4,600	5,400	9,000	
49	4,800	5,600	9,200	
50	4,800	5,600	9,200	
51	4,800	5,600	9,200	
52	4,800	5,600	9,200	
53	4,900	6,000	9,400	
54	4,900	6,000	9,400	
55	4,900	6,000	9,400	
56	4,900	6,000	9,400	

57	5,100	6,300	9,700
58	5,100	6,300	9,700
59	5,100	6,300	9,700
60	5,100	6,300	9,700
61	5,300	6,500	9,900
62	5,300	6,500	9,900
63	5,300	6,500	9,900
64	5,300	6,500	9,900
65	5,400	6,900	10,100
66	5,400	6,900	10,100
67	5,400	6,900	10,100
68	5,400	6,900	10,100
69	5,600	7,200	10,200
70	5,600	7,200	10,200
71	5,600	7,200	10,200
72	5,600	7,200	10,200
73	5,700	7,500	10,400
74	5,700	7,500	10,400
75	5,700	7,500	10,400
76	5,700	7,500	10,400
77	5,900	7,700	10,600
78	5,900	7,700	10,600
79	5,900	7,700	10,600
80	5,900	7,700	10,600
81	6,000	7,900	10,700
82	6,000	7,900	10,700
83	6,000	7,900	10,700
84	6,000	7,900	10,700
85	6,100	8,100	10,800
86	6,100	8,100	10,800
87	6,100	8,100	10,800
88	6,100	8,100	10,800
89	6,300	8,300	10,900
90	6,300	8,300	10,900
91	6,300	8,300	10,900
92	6,300	8,300	10,900
93	6,400	8,500	11,100
94	6,400	8,500	11,100
95	6,400	8,500	11,100
96	6,400	8,500	11,100
97	6,500	8,700	11,200
98	6,500	8,700	11,200

99	6,500	8,700	11,200
100	6,500	8,700	11,200
101	6,600	8,900	11,300
102	6,600	8,900	
103	6,600	8,900	
104	6,600	8,900	
105	6,700	9,100	
106	6,700	9,100	
107	6,700	9,100	
108	6,700	9,100	
109	6,700	9,300	
110	6,700	9,300	
111	6,700	9,300	
112	6,700	9,300	
113	6,800	9,400	
114	6,800	9,400	
115	6,800	9,400	
116	6,800	9,400	
117	6,900	9,600	
118	6,900	9,600	
119	6,900	9,600	
120	6,900	9,600	
121	6,900	9,700	
122	6,900	9,700	
123	6,900	9,700	
124	6,900	9,700	
125	7,000	9,800	
126		9,800	
127		9,800	
128		9,800	
129		10,000	
130		10,000	
131		10,000	
132		10,000	
133		10,100	
134		10,100	
135		10,100	
136		10,100	
137		10,200	
138		10,200	
139		10,200	
140		10,200	

	141			10,200	
	142			10,200	
	143			10,200	
	144			10,200	
	145			10,300	
	146			10,300	
	147			10,300	
	148			10,300	
	149			10,400	
	150			10,400	
	151			10,400	
	152			10,400	
	153			10,400	
	154			10,400	
	155			10,400	
	156			10,400	
	157			10,500	
再任用職員		4,600	5,600	7,400	9,400

別表第二 (第三条関係)

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	2,900	3,600	7,400	9,900
	2	2,900	3,600	7,400	9,900
	3	2,900	3,600	7,400	9,900
	4	2,900	3,600	7,400	9,900
	5	3,000	3,800	7,600	10,100
	6	3,000	3,800	7,600	10,100
	7	3,000	3,800	7,600	10,100
	8	3,000	3,800	7,600	10,100
	9	3,100	4,100	7,900	10,400
	10	3,100	4,100	7,900	10,400
	11	3,100	4,100	7,900	10,400
	12	3,100	4,100	7,900	10,400
	13	3,200	4,200	8,100	10,600
	14	3,200	4,200	8,100	10,600
	15	3,200	4,200	8,100	10,600
	16	3,200	4,200	8,100	10,600

17	3,400	4,400	8,300	10,800
18	3,400	4,400	8,300	10,800
19	3,400	4,400	8,300	10,800
20	3,400	4,400	8,300	10,800
21	3,600	4,600	8,600	11,000
22	3,600	4,600	8,600	11,000
23	3,600	4,600	8,600	11,000
24	3,600	4,600	8,600	11,000
25	3,800	4,800	8,700	11,200
26	3,800	4,800	8,700	11,200
27	3,800	4,800	8,700	11,200
28	3,800	4,800	8,700	11,200
29	3,900	5,100	9,000	11,300
30	3,900	5,100	9,000	11,300
31	3,900	5,100	9,000	11,300
32	3,900	5,100	9,000	11,300
33	4,100	5,400	9,200	11,500
34	4,100	5,400	9,200	11,500
35	4,100	5,400	9,200	11,500
36	4,100	5,400	9,200	11,500
37	4,300	5,600	9,400	11,700
38	4,300	5,600	9,400	11,700
39	4,300	5,600	9,400	11,700
40	4,300	5,600	9,400	11,700
41	4,500	6,000	9,700	11,700
42	4,500	6,000	9,700	11,700
43	4,500	6,000	9,700	11,700
44	4,500	6,000	9,700	11,700
45	4,600	6,300	9,900	11,700
46	4,600	6,300	9,900	
47	4,600	6,300	9,900	
48	4,600	6,300	9,900	
49	4,800	6,500	10,100	
50	4,800	6,500	10,100	
51	4,800	6,500	10,100	
52	4,800	6,500	10,100	
53	4,900	6,900	10,200	
54	4,900	6,900	10,200	
55	4,900	6,900	10,200	
56	4,900	6,900	10,200	
57	5,100	7,200	10,400	
58	5,100	7,200	10,400	

59	5,100	7,200	10,400
60	5,100	7,200	10,400
61	5,300	7,500	10,600
62	5,300	7,500	10,600
63	5,300	7,500	10,600
64	5,300	7,500	10,600
65	5,400	7,700	10,700
66	5,400	7,700	10,700
67	5,400	7,700	10,700
68	5,400	7,700	10,700
69	5,600	7,900	10,800
70	5,600	7,900	10,800
71	5,600	7,900	10,800
72	5,600	7,900	10,800
73	5,700	8,100	10,900
74	5,700	8,100	10,900
75	5,700	8,100	10,900
76	5,700	8,100	10,900
77	5,900	8,300	11,100
78	5,900	8,300	11,100
79	5,900	8,300	11,100
80	5,900	8,300	11,100
81	6,000	8,500	11,200
82	6,000	8,500	11,200
83	6,000	8,500	11,200
84	6,000	8,500	11,200
85	6,100	8,700	11,300
86	6,100	8,700	
87	6,100	8,700	
88	6,100	8,700	
89	6,300	8,900	
90	6,300	8,900	
91	6,300	8,900	
92	6,300	8,900	
93	6,400	9,100	
94	6,400	9,100	
95	6,400	9,100	
96	6,400	9,100	
97	6,500	9,300	
98	6,500	9,300	
99	6,500	9,300	
100	6,500	9,300	

101	6,600	9,400
102	6,600	9,400
103	6,600	9,400
104	6,600	9,400
105	6,700	9,600
106	6,700	9,600
107	6,700	9,600
108	6,700	9,600
109	6,700	9,700
110	6,700	9,700
111	6,700	9,700
112	6,700	9,700
113	6,800	9,800
114	6,800	9,800
115	6,800	9,800
116	6,800	9,800
117	6,900	10,000
118	6,900	10,000
119	6,900	10,000
120	6,900	10,000
121	6,900	10,100
122	6,900	10,100
123	6,900	10,100
124	6,900	10,100
125	7,000	10,200
126	7,000	10,200
127	7,000	10,200
128	7,000	10,200
129	7,100	10,200
130	7,100	10,200
131	7,100	10,200
132	7,100	10,200
133	7,200	10,300
134	7,200	10,300
135	7,200	10,300
136	7,200	10,300
137	7,200	10,400
138	7,200	10,400
139	7,200	10,400
140	7,200	10,400
141	7,300	10,400

	142	7,300	10,400		
	143	7,300	10,400		
	144	7,300	10,400		
	145	7,400	10,500		
	146	7,400			
	147	7,400			
	148	7,400			
	149	7,500			
	150	7,500			
	151	7,500			
	152	7,500			
	153	7,500			
担任 加		4,600	5,600	7,400	9,400

附 則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年十二月二十二日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十五号

公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の地域手当に関する規則（平成十八年 三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 3 他の職員との均衡上、前項の規定により難しい場合にあつては、県委員会が人事委員会と協議して別段の取扱いをすることができる。

附則別表中

百分の三	第三条第二項に掲げる地域別に定める地域	を
------	---------------------	---

百分の三・四	第三条第二項に掲げる地域	に改める。
百分の三	別に定める地域	

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の地域手当に関する規則（以下「新規則」といふ。）の規定は、平成二十二年四月一日（以下「適用日」といふ。）から適用する。
- 適用日からこの規則の施行の前日までの間において改正前の公立学校職員の地域手当に関する規則に規定する地域手当の支給割合に基づき公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定により適用日以後の分として支給された給与は、新規則に規定する地域手当の支給割合に基づき給与の内払とみなす。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社